

# いいだ法人

第140号  
2020・1  
冬 Winter

(題字 石井清美会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会



三遠南信自動車道と南アルプス

撮影：松島信雄 氏

昨年天龍峡大橋が完成し、飯田山本ICから飯田上久堅・喬木富田ICまで開通しました。

## 主な内容

新年のご挨拶	2
第13回「税に関する会員アンケート」結果	3
税務署だより	7
「消費税確定申告書を作成するためには、 「区分経理」が必要です。」	
税理士会だより	8
「国税も地方税もダイレクト納付が便利です」 社労士コラム「採用内定と労働条件明示義務」	9

県税功労者表彰・飯田税務署長納税表彰	
税制改正に関する提言活動	10
税に関するポスター・標語優秀作品表彰	
ONE NAGANO～想いをひとつに～	11
絵はがきコンクール優秀作品表彰	12
青年部合同例会「飯田」・全国青年の集い	13
全国大会(三重)・会員親睦ゴルフコンペ	14
女性部合同例会(上田)・お知らせ掲示板	15

みんなで回覧しましょう



"ONE NAGANO"  
～想いをひとつに  
支援の輪を広げよう～

この度の台風19号は各地に甚大な被害をもたらしました。被災地の一日も早い復興に向け皆様がそれぞれの立場で、できることを行動に起こしていただきこうと、この合言葉を発信し、多くの皆様の想いがつながり、支援の輪が広がり、復興に向けた力強いムーブメントが起きていくことを願っています。長野県

(本号P.11参照)

確認印	社長					経理担当
-----	----	--	--	--	--	------



再生紙と大豆インキを使っています。

差出人（差出発送代行）  
株式会社中日サービスセンター  
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会

Tel 395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田工商会館4階  
TEL 0265(52)5775

# 令和2年 新年のご挨拶



一般社団法人 飯田法人会

会長

**石井 清美**

会員企業および役員の皆々様、新年明けましておめでとうございます。

皆々様方には穏やかに新春をお迎えのことと衷心よりお喜び申し上げます。旧年中は、私自身明るく、楽しく、元気な法人会活動が出来たものと、大変満足しています。これもひとえに皆々様のご支援と本会、支部、役員の皆さん、本会ならびに支部商工会の事務局の皆さんに心より感謝申し上げます。さらには飯田法人会を支援してくださる、飯田税務署を始めとする税務関係、各行政機関、提携保険会社の大同生命保険、AIG損害保険、アフラック、税理士会、適正納税を推進するそれぞれの団体と組織、又、飯田商工会議所、各地区的商工会など多くの関係諸団体に支えられています、深く感謝申し上げると共に、引き続き助け合いの精神を忘れず、大いに交流を深め、地域社会の発展に貢献すべく、共に活動してまいりましょう。さて会長として4年目となります今年は、子年です。私自身6回目の年男でございます。こまめに動きまわり皆さんの縁の下の力持ちになります。さらに今年は、東京オリンピックの年でもあります。世界各国から大勢の外国人の方々が訪日されます。機会があればいろんな国の人達と交わり、おもてなしの心で、交流を深めるいい機会ではないでしょうか。4月2日から3日には、聖火ランナーが長野県を走ります。ご当所、飯田は3日の予定です。ぜひ皆さんと応援しましょう。法人会はよき経営者を目指すものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献して参ります。会員皆様のご参画をお待ち申し上げます。結びとなりますが、法人会役員一同、明るく、楽しく、元気よく、をモットーに活動して参ります。ますますのご支援ご協力をお願いすると共に、会員企業様並びに関係諸団体様のご発展とご隆昌を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



飯田税務署長

**大澤 幸宏**

令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人飯田法人会の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、石井会長をはじめ役員並びに会員の皆様に、税務行政全般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税知識の普及や、会員企業と地域社会の健全な発展のため、各種研修会の開催、会報誌「いいだ法人」による情報提供、租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきの募集など、幅広い事業活動を活発に展開されており、改めて役員並びに会員の皆様のご努力に深く敬意を表する次第です。

特に、昨年10月に消費税率10%への引上げとともに実施された軽減税率制度につきまして、説明会の開催などに多大なるご協力を賜りました。今後とも、事業者の皆様に制度を十分にご理解いただき適正に申告していただけるよう、周知・広報・相談などに取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願ひいたします。

間もなく令和元年分の確定申告の時期を迎えます。税務当局では自宅等からのICTを活用した申告の推進に取り組んでおります。会員企業の役員・従業員の皆様には、ID・パスワード方式による申告や、昨年と比べて利便性が大きく向上したスマートフォンでの申告など、e-Taxのご利用を是非お願いいたします。

結びに、新しい年が、穏やかで、貴会と会員の皆様にとりまして幸多き年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 特集

## “飯田法人会”

## 第13回 会員アンケート

## 結果

会員の皆様を対象として10月にアンケートを行いました。

特に喫緊の対応が必要な軽減税率を伴う消費税の改正、またこの改正から波及する「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の理解の進捗度合や、後継者対応等々、会員各位の税や経営に関する考え方をお伺いし、今後の講習会・研修会の課題として取り組むとともに、国への税制改正要望事項の基礎資料としても、当アンケート結果を活用させていただきます。

ご意見の集計結果は以下の通りとなりました。多くのご回答をありがとうございました。

## アンケート調査の概要

●実施時期 令和元年10月～11月

●実施方法 会報10月号にアンケート用紙と返信用封筒同封

●回答対象会員数 1,931

●回答数 203

内、郵送 126(62%)

FAX 33(16%)

NET 44(22%)

## 問1 消費税について

本年10月1日から消費税が改正され、標準税率10%・軽減税率適用分8%となりました。また2023年10月からは、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」も開始されます。それらの内容についてお伺いします。

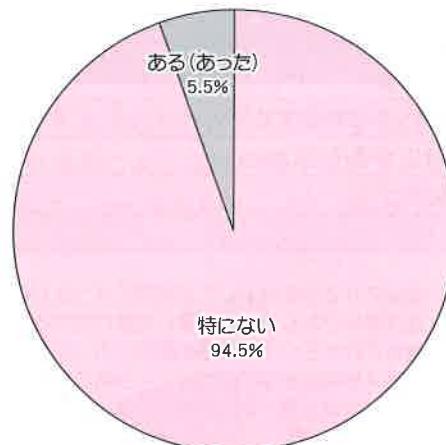
## ①消費税改正後の状況について

10月から消費税が改正されたが、問題になったことやトラブルはありませんか。

問題やトラブル	回答数	割合(%)
④特にない	188	94.5
⑤ある（あった）	11	5.5
※回答ナシ	4	—
計	203	100.0

※「⑤ある（あった）」の回答に伴う主な内容や意見

- ・軽減税率適用分の区別が複雑、従業員への周知徹底に苦労した
- ・軽減税率対象品があるので余分な経費がかかった
- ・締め日が複数あるため請求書発行が煩雑になった
- ・区分記載の伝票類の作成が大変だった。取引先の理解度や解釈が統一されていない。販売ソフトや会計管理の連動性が難しくなった
- ・POSレジでの税込金額変更の際の不具合
- ・ソフト購入に経費がかかってしまった



## コメント

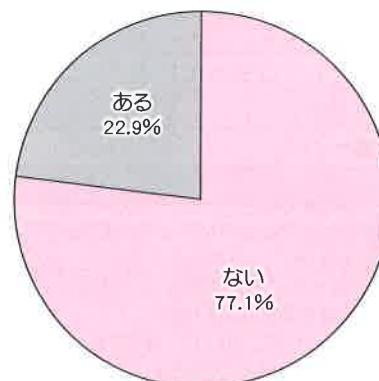
- ・消費税改正が実施されたが、95%が特段のトラブルはないと言えており、問題があったとする回答は5%と少なかった。
- ・問題があったとの回答は、ほとんどが軽減税率に関する内容で、対応が複雑・処理が煩雑等が多い。

140  
号  
2020  
1月

## ②軽減税率について

消費税改正に伴い標準と軽減の二つの税率の対応が必要になりました。貴社では軽減税率が対象になる商品の販売がありますか。

対象品目の販売	回答数	割合(%)
④ない	155	77.1
⑤ある	46	22.9
※回答ナシ	2	—
計	203	100.0

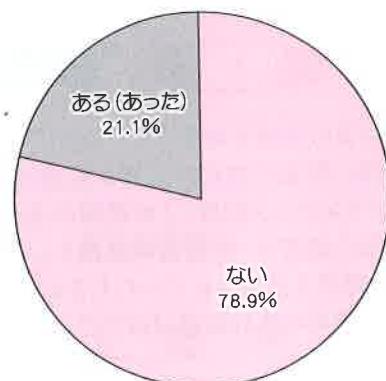


この質問で「⑥ある」とお答えの方にお伺いします。対象商品の判断や販売の過程等で何か困ったことがありますか。

困ったことの有無	回答数	割合(%)
⑤ない	30	78.9
⑥ある（あった）	8	21.1
※回答ナシ	8	—
計	46	100.0

※「⑥ある（あった）」の回答に伴う主な内容や意見

- ・対象が否かの判断が難しい商品があった、「あまけ付商品」の税率判断が難しい
- ・品物は8%、手数料は10%と帳簿が複雑になり大変
- ・値段の決め方や表示の方法
- ・部門ごとで取り扱いソフトが違うため、変更に経費と時間を費やした。また、部門によってはほとんどが軽減税率対象商品だったため、通常税率の商品扱いを止めざるを得なかった
- ・伝票を税別に発行するなど経費が増大
- ・売上計算が外税方式になつたため、単品と複数の購入の際に税額にズレが発生する



#### コメント

- ・軽減税率対象品を扱う事業所の20%が問題や課題があった。
- ・対象税率の判断や、二種の税額に対応するための手順や方法に課題が多い。

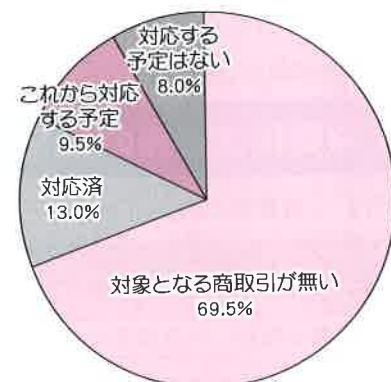
### ③キャッシュレス決済・ポイント還元制度への対応について

20年6月までキャッシュレス決済で支払うと最大で5%が還元されますが、貴社ではどう対応していますか。

キャッシュレス決済の対応	回答数	割合(%)
④対象となる商取引が無い	139	69.5
⑤対応済	26	13.0
⑥これから対応する予定	19	9.5
⑦対応する予定はない	16	8.0
※回答ナシ	3	—
計	203	100.0

※「⑦対応する予定はない」の回答に伴う主な内容や意見

- ・経理が複雑になり日々の事務に時間がかかる。理解もし難い。
- ・手数料がかかる　・業種の関係でポイント還元が認められていない
- ・個人客は極端に少ないので　・手数料が高いし5%還元は有期
- ・手続きが煩雑で導入後に店舗から除いた



#### コメント

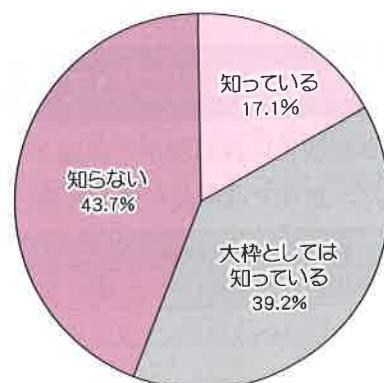
- ・全体の70%は対象となる商取引がない。
- ・対象となる企業61社の中で26社が対応済、対応予定が19社あり、計45社（対象企業中74%）は対応。
- ・一方で、事務の煩雑化や手数料、還元期間が有期であることなどから、対応をする予定がないとの回答も多い。

### ④「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が、2023年10月から導入され、適格請求書発行事業者になるか否かの選択が課題になってきます。どのような制度か内容をご存じですか

インボイス制度の内容	回答数	割合(%)
⑧知っている	34	17.1
⑨大枠としては知っている	78	39.2
⑩知らない	87	43.7
※回答ナシ	4	—
計	203	100.0

#### コメント

- ・「知っている」「大枠としては知っている」を合わせると、半数以上はある程度は内容を承知している。
- ・一方で「知らない」との回答も43.7%と多い。
- ・「知らない」と「大枠としては知っている」を合わせると、8割を超える。現時点ではインボイスについてまだ正確に理解していないといえる。



## 問 2 法人税について

### ①法人実効税率について

我が国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との考えに基づき2018年度は29.74%となり、当初法人会が目標としていた30%以下の税率となっております。しかしながら他の諸外国と比較する場合、未だ高い水準にあるといえます。これから日本の法人実効税率はどうあるべきだと考えますか。

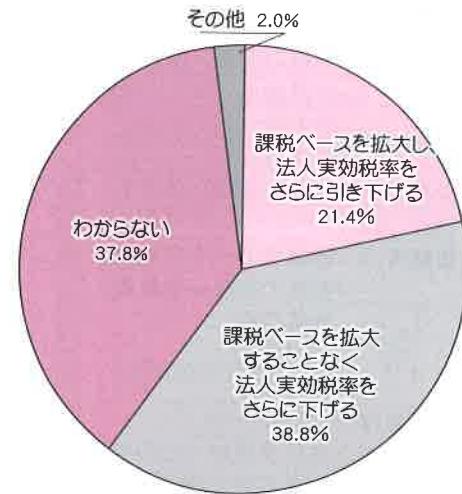
これからの法人実効税率は	回答数	割合(%)
④課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる	43	21.4
⑤課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる	78	38.8
⑥わからない	76	37.8
⑦その他	4	2.0
※回答ナシ	2	—
計	203	100.0

※「⑦その他」の意見

- ・内部留保の多い企業からは税を徴収すべきだ
- ・税率を大企業並みに下げる

#### コメント

- ・「課税ベースを拡大することなく税率をさらに下げる」が4割近くあり最も多い。



### ②外形標準課税について

外形標準課税は応益課税として安定税収を目的に、資本金1億円を超える法人に適用されています。これは事業所の床面積や従業員数、資本金等外観から客観的に判断できる外形基準による課税制度となっています。今後、課税ベース拡大などから資本金1億円以下の法人にも適用されることになる可能性を含んでいます。

この課税対象範囲の拡大についてはどう思われますか。

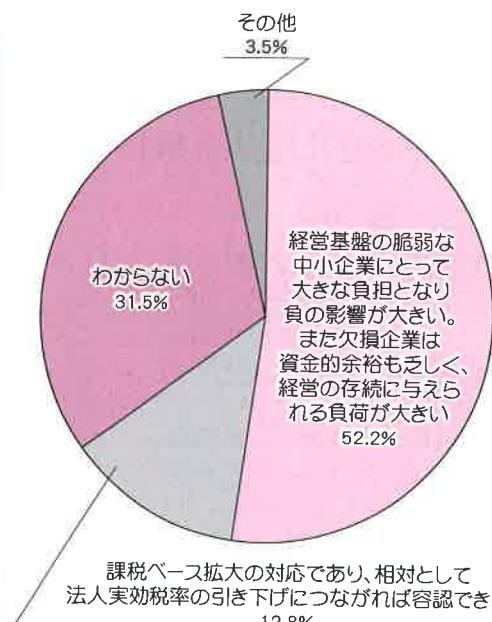
課税対象範囲の拡大は	回答数	割合(%)
④経営基盤の脆弱な中小企業にとって大きな負担となり負の影響が強い。また欠損企業では資金的余裕も乏しく、経営の存続に与えられる負荷が大きすぎる。	106	52.2
⑤課税ベース拡大の対応であり、相対として法人実効税率の引き下げにつながれば容認できる。	26	12.8
⑥わからない	64	31.5
⑦その他	7	3.5
計	203	100.0

※「⑦その他」の意見

- ・現行の法人税と連動して考える
- ・景気に左右されやすい中小企業にとってはそぐわないと思う

#### コメント

- ・「外形標準課税の中小企業への適用は負荷が大きすぎる」の意見が大半を占める



### 問3 事業承継について

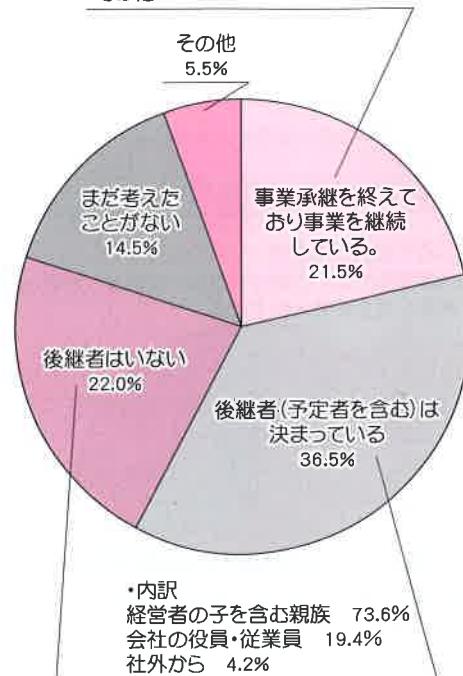
中小企業経営者の高齢化が進展するなかで、円滑な世代交代・事業承継が喫緊の課題になっています。あなたの会社の事業承継の予定についてお答えください。

事業承継の状況	回答数	割合(%)
②事業承継を終えており事業を継続している	43	21.5
(②の内訳)		
後継者は 経営者の子を含む親族	32	78.1
会社の役員・従業員	6	14.6
社外から	1	2.4
その他	2	4.9
※回答なし	2	—
⑤後継者(予定者を含む)は決まっている	73	36.5
(⑤の内訳)		
後継者は 経営者の子を含む親族	53	73.6
会社の役員・従業員	14	19.4
社外から	3	4.2
その他	2	2.8
回答なし	1	—
⑥後継者はいない	44	22.0
事業はどうされますか(⑥の内訳)		
M&Aによる売却や譲渡を考えている	3	7.1
廃業せざるをえない	5	11.9
対応を検討中	34	81.0
回答なし	2	—
⑦まだ考えたことがない	29	14.5
⑧その他	11	5.5
回答ナシ	3	—
計	203	100.0

#### コメント

- 「事業承継は終えた」21.5%、「後継者は決まっている」36.5%、で計58%は後継者に対応できている
- 上記の計を見ると、後継者のうち73%が子又は親族となっている
- 「後継者はいない」との回答も44件で、全体の22%を占めている

・内訳  
経営者の子を含む親族 78.1%  
会社の役員・従業員 14.6%  
社外から 2.4%  
その他 4.9%



・内訳  
経営者の子を含む親族 73.6%  
会社の役員・従業員 19.4%  
社外から 4.2%  
その他 2.8%

・内訳  
M&Aによる売却や譲渡を考えている 7.1%  
廃業せざるをえない 11.9%  
対応を検討中 81.0%

### 一般社団法人飯田法人会 通常総会記念講演会のご案内

#### 第35回 飯田支部通常総会

開催日 令和2年4月23日(木)  
講演会13:30~ 総会15:10~  
懇親会17:00~

会場 シルクホテル  
記念講演会

講師 多摩大学客員教授  
ソフトバンク元社長室長  
(株)ミクシィ取締役  
嶋 聰氏

テーマ

「孫正義の参謀が語る  
世界経済のゆくえと企業戦略」



#### 第8回 本会通常総会

開催日 令和2年5月28日(木)  
講演会13:30~ 総会15:10~  
懇親会17:00~

会場 シルクホテル  
記念講演会

講師 東京大学史料編纂所 教授  
本郷 和人 氏

テーマ

「名将の言葉から読み解く  
武人の生き様」



# 税務署だより

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。

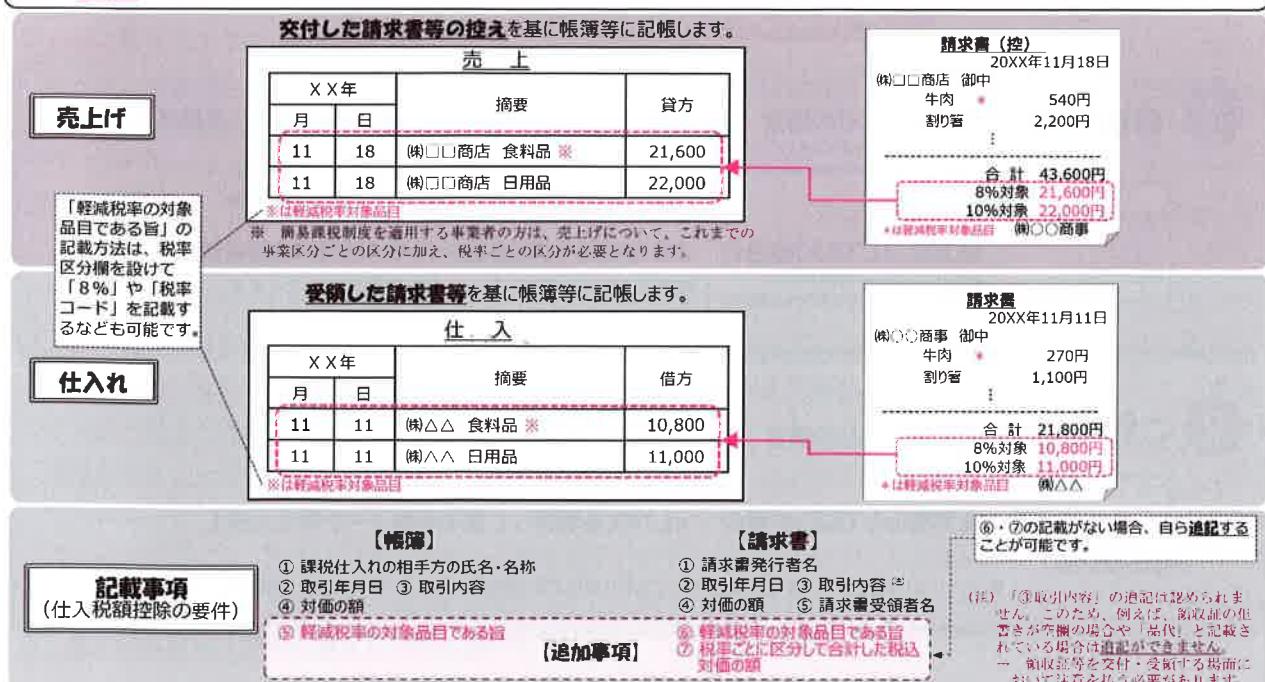
## 軽減税率制度実施後の消費税申告書作成までのイメージ

- 軽減税率制度の下での消費税申告書の作成に当たっては、取引を税率の異なるごとに区分して記帳（区分経理）した帳簿等に基づき消費税額を計算することとなりますので、区分経理を適切に行なうことが重要です。



## 区分経理の方法

- 売上げは交付した請求書等の控えを、仕入れは受領した請求書等を基に区分経理をすることとなります。
  - 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。
- (注) 消費税申告書を作成する際には税率ごとの集計が必要となることを見据え、日々の記帳から取引の税率ごとに区分しておくことが合理的です。



## 税理士会だより 国税も地方税もダイレクト納付が便利です



関東信越税理士会  
飯田支部 副支部長  
伊藤日出男

ダイレクト納付とはe-Tax（国税電子申告・納税システム）、eLTAXにより申告書等を提出した後、納税者自身の名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落により国税、地方税を電子納付する手続です。当事務所では国税に関しては、個人事業者が徴収高計算書データを送信して納付手続きをとる源泉所得税の納付申告について利用しています。

2019年10月1日からは地方税も「地方税共通納税システム」がスタートし全ての都道府県・市区町村へ会社のパソコンから電子納税ができるようになりました。（今まででも一部の都道府県・市区町村では対応していてそれぞれに電子納付することは可能でした）

現在国や地方公共団体が送付した納付書に基づき、金融機関等の窓口を通じて納付手続きをされている会社が多数と思われますが、ダイレクト納税を利用すれば顧問税理士がいる会社では代理申告の手続きの中で納付の手続きが可能となります。（当然会社で納付手続きも可）

また、2019年1月より、ダイレクト納付を利用した「予納」もできるようになりました。予納とは1年内に税額が確定する税金に関して納付期限より前に納付が可能な制度です。あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。法人であれば、法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税が予納可能な税目です。

ダイレクト納付以外にもネットバンキングや対応するATMからの振込等も可能です。詳しくは国税庁ホームページ、地方税共同機構ホームページまたは日本マルチペイメントネットワーク運営機構ホームページでご確認ください。

**簡単**

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます！  
⇒電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

**便利**

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！  
⇒源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付（予納）が簡単にできます！  
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より  
新たな納付  
方法のご案内

○2019年10月から「地方税共通納税システム」が開始します。NEW  
個人住民税（特別徴収分）も電子納付をすることができます。  
詳しくはeLTAXホームページ（[www.eltax.lta.go.jp](http://www.eltax.lta.go.jp)）をご覧ください。  
※国税と地方税の電子納税の利用手續は、それぞれ別々に必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。



## 「ダイレクト納付」のご利用方法

### 1 事前届出



#### 国税(e-Tax)の場合

●初めて「e-Tax」を利用する場合は、e-Tax利用開始のための手続きも必要です。

#### 所轄の税務署へ「ダイレクト納付利用届出」を提出！\*

（国税庁・金融機関との三者間契約を締結）

届出書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

※国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税税ダイレクト方式電子納税届出書

#### 地方税(eLTAX)の場合

●初めて「eLTAX」を利用する場合は、eLTAX利用開始のための手続きも必要です。

#### 各金融機関へ「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を提出！

依頼書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

### 2 ご利用



#### 国税(e-Tax)の場合

e-Taxを利用して電子申告データ等を送信！

#### 地方税(eLTAX)の場合

eLTAXを利用して電子申告データ等を送信！

●「ダイレクト納付」では、国税・地方税ともに簡単な操作で電子納税手続きを行うことができ、納付期日の指定も可能です。



## 採用内定と労働条件明示義務



社会保険労務士  
うえすぎしのぶ  
上 杉 信 夫  
(飯田法人会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

この春（2020年3月）に学校を卒業する新規学卒者にとっては、現時点ではまだ採用内定の段階にあるわけですから、実際に雇用が開始される4月からの労働条件が「実際のところどうなのか…？」と、少々不安を抱えている方もいらっしゃることだと思います。

新規学卒者に限らず、労働者を雇用する際には、労働基準法によって使用者は次に掲げる労働条件（例①～⑥）を（単に提示して見せるだけではなく）原則として、きちんとした書面を作成し、交付し明示する義務があります。また、明示の方法につきましては、これまで書面の交付に限られていましたが、2019年4月1日から（採用内定者も含めて）労働者が希望した場合に限り、FAX、電子メール、SNS等でも明示できるようになっています。労働契約の成立には双方の承諾が必要であるため、一般には採用通知後にそれを受け取った労働者側（あるいは学生側）が契約を承諾することが必要となります。

### ①労働契約の期間

期間の定めがある場合はその期間や更新の有無、期間の定めがない場合はその旨の理由を必ず明記する。

### ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準

契約期間満了時の業務量や会社の経営状況によって判断するとか、労働者本人の勤務状況について、勤務成績や勤務態度、職務遂行能力、現在従事している業務の進捗状況によって判断をするなど、きちんとした基準を記載する。

### ③就業の場所及び従事すべき業務

雇い入れ直後に会社がその労働者にやってもらう仕事の内容を明記する。

（将来の就業場所や従事する業務を併せて表記する会社もある。）

### ④始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換

勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等について「御社の考え方」を示す。

また、残業（時間外労働）についても、有無をはっきり明記する。

### ⑤賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の継切り及び支払いの時期並びに昇給

賃金額の決定・計算・支払い方法について具体的に明示する。

### ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

例えば、解雇理由について、会社によっては、内容が膨大なものにならざるを得ない場合は、御社の就業規則の関係条項を網羅的に明記すると良い。

もちろん、この6つの労働条件に限らず、それ以外の事項も明示していただきたいところですが、今回は紙面の関係で上記に示した事項以外は省略させていただきます。

さて、労働条件を明示する際の方法について、ぜひご留意願いたい点があります。もちろん、内容が事実と違っていてはいけないことは当然ですが、後日、どんな想定外のトラブルが発生するかわかりませんから未然に防ぐ観点からも、電子メール・SNS等の場合は、労働条件明示方法について、①企業側からの一方的なものではなくて、本当にその労働者（採用内定者も含む）が希望したことによるものであったのかどうなのか、②メールが確実に（その労働者、採用内定者に）到達しているかという点。その2点について、一人ひとり個別に慎重に確認しましょう。これはとても大事なことです。労働条件という企業・労働者双方にとって、人生を左右する位に、極めて大事なことをSNSでの明示が可能になったとはいえ、絶対に不向きです。まずPDF等のファイルを添付できません。文字数に制限があるために説得性に欠けます。以上を考慮しますと、私は、労働条件明示にはやはり今までのように（原則どおりに）書面による交付が最も適していると思います。

### 『県税功労者表彰』

常任理事・税制副委員長 神崎章一氏  
常任理事・広報副委員長 南島治史氏

税務行政に協力した功績を称えられ当法人会より神崎常任理事と南島常任理事が「県税功労者知事感謝状」を受けられました。11月11日県飯田合同庁舎に於いて、高橋佳幸南信県税事務所飯田事務所長より管内4人と2町村に感謝状の伝達式が行われました。所長さんを囲む談話の中でお二人からは「経営者として税を納められる企業でありたい」とお話がありました。

#### 【神崎氏役員歴】

平成23年～現在 大鹿支部長  
平成23年～27年 本会理事・税制委員  
平成27年～現在 本会常任理事・税制副委員長

#### 【南島氏役員歴】

平成21年～令和元年 本会理事・広報委員  
平成23年～31年 飯田支部理事  
平成31年～現在 飯田支部常任理事  
令和元年～現在 本会常任理事・広報副委員長

ご功績に感謝と敬意を表し心よりお祝い申し上げます。



左より3人目 神崎氏 右より3人目 南島氏

### 『飯田税務署長納税表彰』

常任理事・厚生副委員長 篠田親治氏

令和元年度飯田税務署納税表彰式が、11月13日に飯田文化会館で挙行され、税務関係団体の要職にあって申告納税制度の普及発展に努め納税道義の向上に顕著な功績のあった方に対する税務署長表彰を、当法人会から篠田親治常任理事が受彰されました。

篠田常任理事は、受彰者を代表して「国や自治体が円滑に行政を行い、国民の生活向上や安全確保のためには、安定した財源の確保が必要。今回の受彰におごることなく、今後とも、税務行政を側面から支え、納税道義の向上に一層努めていきたい。」と挨拶を述べられました。

#### 【篠田親治氏役員歴】

平成7年～15年 青年部幹事  
平成15年～17年 青年部副部長  
平成16年～27年 飯田支部理事  
平成17年～19年 青年部長、本会理事・組織委員、  
飯田支部理事  
平成19年～23年 本会理事・総務委員、  
青年部監事（21年まで）  
平成23年～27年 本会理事・厚生副委員長  
平成27年～31年 本会・飯田支部常任理事  
平成31年～現在 本会常任理事・厚生副委員長、  
飯田支部副支部長

また、当法人会の木下裕介会計理事（広報委員）も、酒税保全と酒類業界の安定に寄与された方に対する税務署長表彰を受彰されました。



前列左より2人目  
右より2人目  
木下氏  
篠田氏

### 『令和2年度税制改正に関する提言』活動を実施

全国の法人会は、公平で健全な税制の実現ため、会員企業の意見を反映するなかで、税のあるべき姿や将来を見据えて建設的な提言や要望活動を行っています。飯田法人会では、毎年実施している「会員アンケート調査」結果等を参考に、税制委員会で素案を作成した「税制改正要望」を定期総会に於いて承認を得て県連へ上げています。同様に県下各法人会から上げられた要望が県連を通じ全法連へ上げられ、その集約が提言書「税制改正に関する提言」が全法連全国大会（今年度は10月に三重県津市で開催）で承認され、この提言書を全法連では政府や関係省庁等へ持ち上げその実現を求めております。

飯田法人会では、全国の法人会と足並みを揃え、11～12月にかけて提言活動を市町村（支部）単位で実施し、「令和2年度税制改正に関する提言」をそれぞれの行政へ提出し、提言書掲載各項への対応の要望を行いました。

#### 【提言活動実施自治体】

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| □11月26日 喬木村・阿南町・壱木村 | □11月28日 根羽村    |
| □11月27日 平谷村         | □12月4日 泰阜村・松川町 |
| □11月29日 阿智村・豊丘村     | □12月6日 飯田市     |
| □12月6日 天龍村・高森町      |                |



飯田市木下副市長へ石井会長より陳情

## 租税教育 推進協議会 「税に関するポスター・標語優秀作品表彰」

令和元年度租税教育推進協議会（税務官庁、教育関係者、税務関係団体）総会が11月、各市町村において開催されました。私たちの暮らしを支えている税に関する知識、意義、役割を正しく知つてもらう機会として、次代を担う児童及び生徒の「税に関するポスター・作文・標語」作品を毎年募集しています。

### 11月 性別協議会 優秀作品表彰式



飯田法人会長賞(久保田飯田市部長代理)  
を受ける尾曾さん

この度、飯田税務署長をはじめ市町村長、飯田法人会各支部長、各関係団体長より優秀作品の児童・生徒を表彰しました。

当会では、例年同様今年も飯



田税務署管内のポスター・標語応募者全員に「租税教育下敷き（スゴイぞ！新国立競技場）」900枚を贈呈し、税金の使われ方等をPRしました。

また、本年度より同協議会のご理解により「飯田法人会募集作品」として「税に関する絵はがきコンクール」の法人会会长賞と飯田支部長賞表彰も協議会表彰式上で同時に行われました。

### 令和元年度 各租税教育推進協議会法人会関係受賞者名簿

租推協名	作 品	賞 名	学 年	氏 名
飯田市	ポスター	飯田法人会 飯田支部長賞	松尾小学校	6年 尾曾愛花
松川町	ポスター	飯田法人会 松川支部長賞	松川中央小学校	6年 唐澤直緒
高森町	ポスター	飯田法人会 高森支部長賞	高森南小学校	6年 森岡結衣
豊丘村	ポスター	飯田法人会 豊丘支部長賞	豊丘北小学校	6年 山本朝輝
喬木村	ポスター	飯田法人会 喬木支部長賞	喬木第二小学校	4年 多田真夏
泰阜村	ポスター	飯田法人会 泰阜支部長賞	泰阜小学校	6年 鈴木陽仁
下條村	ポスター	飯田法人会 下條支部長賞	下條小学校	6年 飯嶋賢士
阿南町	ポスター	飯田法人会 阿南壳木支部長賞	富草小学校	6年 金田杏
壳木村	ポスター	飯田法人会 阿南壳木支部長賞	壳木小学校	5年 小林暖万
租推協名	作 品	賞 名	学 年	氏 名
飯田市	絵はがき	飯田法人会 会長賞	追手町小学校	6年 下平彩葵
飯田市	絵はがき	飯田法人会 飯田支部長賞	鼎小学校	6年 保母明日香
飯田市	絵はがき	飯田法人会 飯田支部長賞	浜井場小学校	6年 馬場田浩聰
飯田市	絵はがき	飯田法人会 飯田支部長賞	追手町小学校	6年 安静彩陽子

### 県民・企業・団体の皆様へ ~想いをひとつに支援の輪を広げよう~

この度の台風19号は各地に甚大な被害をもたらしました。被災地の一日も早い復興に向か  
それぞれの立場で、できることから支援の輪を広げよう

- 被災者を元気に
  - ・ボランティアへの参加、義援金・寄付金への協力
- 被災地を元気に
  - ・被災地の農産物や商品の購入
  - ・地域の行事等への参加・協力
- 長野県を元気に
  - ・農業・商工業・観光業の復興、賑わいの復活
- みんなを元気に
  - ・SNS等による被災地への想いの発信
  - ・ボランティアへの応援・感謝
- 未来を元気に
  - ・将来のよりよい長野県づくりへ

#### ご協力いただきたい取組み（企業の皆様）

- ・ボランティア活動に取り組む（ボランティア休暇を取りやすく）
- ・災害支援に取り組むNPOへの支援（支援金、資材提供）
- ・企業活動の中での支援（例）温泉やリフレッシュサービスなど、被災者の休息、気分転換の機会の提供、託児や食事の配達など生活支援サービス事業での支援（優先利用など）
- ・収益の一部を寄付するサービスや商品の提供
- ・企業の人材を生かした生活再建のための援助や相談、建物の修繕の相談、建築作業の指導、フィナンシャルプランナー相談
- ・飲食店、小売店など ボランティアセンター店舗に登録、義援金箱の設置など



#### 「ONE NAGANO」メッセージ呼びかけ団体

長野県、長野県市長会、長野県町村会、長野県災害時支援ネットワーク、  
長野県社会福祉協議会

#### 「ONE NAGANO」ムーブメント事務局

長野県企画振興部 広報県民課・営業局

#### 南信州地域振興局 総務管理課 総務係

奥原 淳夫（課長） 小林 清二（担当）  
E-mail:minamichi-somu@pref.nagano.lg.jp  
電話 0265-53-0400（直通）  
南信州税事務所飯田事務所  
高橋 佳幸（所長） 松本 勇二（担当）  
電話 0265-53-0406（直通）

## 第4回「絵はがきコンクール」優秀作品表彰と展示

当会女性部（五十君永子部長 部員209名）は、第4回税に関する絵はがきコンクールを実施しました。

年度初めに飯伊地域全小学校への応募用紙配布を行った上、青年部の租税教室や、そのほかの租税教室でも用紙配布を行い、今年度は7校より総数87枚の応募作品がありました。

10月9日には飯田税務署、女性部役員、事務局による選考会を開催しました。「アイデアの良さ、緻密な描写、キャッチコピーの良さ」など、様々な観点により厳正なる選考の結果、優秀作品として5名の作品が選ばれました。

税務署長賞の宮内さんには、税を考える週間中の11月13日飯田文化会館で開催された納税表彰式において大

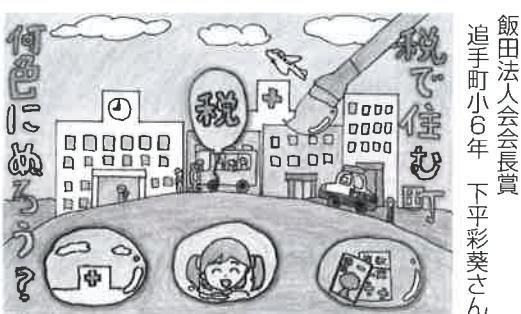
澤税務署長から賞状と額、記念品の授与がありました。

また、飯田法人会会长賞・飯田支部長賞の4名には、11月18日の飯田市租税教育推進協議会表彰式の席上で久保田和彦飯田支部長より表彰状と記念品図書カードの贈呈がありました。

### 【イオンショッピングセンターへ作品展示】

飯田税務署・飯田市税務課・イオンさんのご協力により、今年の絵はがきコンクール優秀作品を、税を考える週間に合わせてショッピングセンターイオンアップルロード店へ11月8日から14日まで展示していただきました。

4回目となるコンクールはおかげさまで年々応募数が増えています。



※作品は次号より会報の最終ページでカラー掲載します



## 長野県法人会連合会 令和元年青年部合同例会

『私を支えてくれた人々と  
故郷のすばらしさを伝えるために』

青年部長 塚平 一人

10月25日に青年部合同例会が当地において開催されました。この合同例会が当地で開催されるのも10年ぶりのことと設営対応を含め青年部会員の協力のもと準備をしてまいりました。

当日は県下各地の法人会青年部員の皆さん100名近い参加者によりシルクホテルにおいて盛大に開催することが出来ました。

今回の合同例会では、二部構成とし第一部として峰竜太様による講演会『私を支えてくれた人々と故郷のすばらしさを伝えるために』を演題として地元出身の峰様の幼少期から東京の芸能関係の仕事につくまで、また芸能人となり現在までと多くの人たちの出会いと支えを頂いて今の立場が出来た事、そして何より話題の奥様のみどり様の支えがあったからこそ

と笑いを含め楽しい時間を過ごせる講演会となりました。

第二部は、今年度法人会全国青年の集い大分大会において、

租税教育活動プレゼンテーションに松本法人会青年部の皆様が関東信越地区代表として発表することから、この例会においてプレゼンのリハーサルを兼ねた発表をしたいとの希望があり開催いたしました。

本番の租税教育活動プレゼンでは、10分間の発表時間の制限があり審査員による得点評価による成績が付けられることから、会場アンケートにより内容、発表者の状況、時間などに対し多くのアドバイスを頂きました。それを全国大会までに修正していくことで、この時ばかりは全青年部員集中の時間となりました。

リハーサルとはいって、松本法人会青年部の皆さんの租税教室に取り組む姿勢がしっかりと表現された内容にただただ感心させられるばかりでしたが、大分の全国大会に多くの皆さんで参加し松本法人会の応援する事を確認し、非常に充実した合同例会となりました。

その後、懇親会は多くの皆様との交流の場となりました。この中では各法人会青年部の活動状況の発表なども行われ部員の皆様もたいへん刺激を受けられたのではないかと思います。



講師  
峰竜太氏



松本法人会プレゼン



塚平青年部長

翌日となります  
が、懇親会ゴルフコンペを高森カントリーで開催いたしました。

7組21名のチーム

戦が行われましたが、飯田法人会青年部は優勝に絡むことはできませんでした。

二日間、非常に忙しい予定でしたが県下各地の青年部員から多くの刺激をもらい今後の活動に行かせる経験が出来たのではないかと思っております。

### 第33回

## 法人会全国青年の集い大分大会

過ぎ上がれ！ 未来を動かす熱きパワー  
～「豊の国おおいた」がらの第一歩～

青年部長 塚平 一人

11月7日、8日と大分市において全国青年の集いが開催され、飯田法人会青年部からは6名で参加させていただきました。



第33回 法人会全国青年の集い 大分大会  
開催日：2019年11月7日㈭・8日㈮

7日は、租税教育活動プレゼンテーションが行われ全国各地から11の青年部の皆さんが日ごろの活動をプレゼンテーションとしてまとめた発表を行いました。この中で松本法人会青年部のプレゼンテーションが行われました。

各地、租税教室の規模は違えども取り組みの内容や手法、抱えている悩みも共通する点が多く今後の当青年部の活動にも必要な内容が多かったと思いました。

プレゼンテーションの成績発表は翌日の式典内で行われました。松本法人会青年部は優秀賞を受ける事が出来ました。

その後、部会長ウエルカムパーティーに参加させていただきました。パーティーでは全国より440名の部長が集まり懇親会が行われました。各テーブルは翌日の部長会サミットのメンバーと言うこともあり初対面ではありましたがあまり意義な時間を過ごす事が出来ました。

翌日は、早朝より部長会サミットが行われ租税教室の次の活動になっていくであろう「財政健全化のための健廉経営プロジェクト」について話し合われました。1年目だった事もあり手探りの会議ではありましたが今後、企業としての責任として話題となってくる内容だと感じました。

最後に、式典に参加し二日間の日程を無事終える事が出来ました。



懇親会だぜイ！



## 第36回 法人会全国大会(三重大会)開催



第36回 法人会全国大会 三重大会  
令和元年10月3日(木)

法人会の全国大会が、10月3日(木)三重県津市「津市産業・スポーツセンター」を会場に、全国各地の法人会から約1800名の参加を得て盛大に

開催され、飯田法人会からは、石井会長、大田中・赤羽・宮嶋・児島各副会長、事務局の6名が参加した。

第一部として、日本を代表する伊勢神宮に関わる記念講演会(演題=皇室と神宮、講師=伊勢神宮広報室広報課長音羽悟氏)が開催された。神宮と皇室の関わり等一般には認識されていない部分も多く、興味深い内容であった。

第二部の記念式典においては、星野国税庁長官・鈴木三重県知事はじめ多くのご来賓をお迎えし、それぞれからご祝辞をいただいた。

また会員増強や厚生制度の実績に対し、優秀法人会に表彰状が贈呈された。その他に、青年部会による租税教育活動の報告等があり、次いで大会宣言を採択し閉会となった。

最後に、次回開催地となる岩手法人会県連から、来年の参加PRがあり、大会を終了した。

当日夜は、恒例となっている姉妹法人会である千葉県「茂原法人会」との交流会を開催し、今後の更なる関係継続を確認した。茂原法人会とは本年6月に「姉妹法人会締結25周年記念式典」を茂原市において開催し、飯田法人会から多くの役員が出席したところであり、大いに交流親睦が図られた。

### 令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、  
歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給与の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。  
活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を!



## 第20回 会員親睦 ゴルフコンペ



優勝の村松みつ子さん

親睦や異業種交流等を目的に、毎年この時期開催している飯田法人会親睦ゴルフコンペ(厚生委員会主管)を、10月11日に高森カントリークラブで開催した。幸い

天候に恵まれ(前後日は荒天が多かった)、交流を続けている名古屋東法人会からの出席も含め、85名と大勢の参加となり、お互いに日頃の腕前を競い合いながら、楽しい一日を過ごした。

競技後の表彰式・懇親会では、法人会が提携する保険三社から提供の鉢植花他多くの賞品が用意され、参加者全員に手渡された。懇親の場では、当日のプレイの内容はもとより、相互に名刺交換を行う風景も随所に見られるなど、所期の目的に沿った有意義な大会であった。

### 【結果 ※成績は新ペリア】

優勝	村松みつ子さん・net69.8	(大同生命株)
準優勝	折居 孝則さん・net70.0	(あららぎカントリークラブ)
3位	富岡 秀典さん・net70.2	(信南サービス株)
ベストグロス賞		富岡 秀典さん・gross81



## 県連女性部合同例会(上田)に参加

令和元年度県連合同例会が上田にて開催され、女性部6名、事務局にて参加しました。

会場入り口では、武将姿の皆様の意表を突いたお出迎えから始まり、民俗研究家の益子輝之氏の「上田の十二月」普段聞く機会のないお話を興味深く拝聴、懇親会では心地よいジャズコンサートとお食事、楽しいひと時を過ごす事が出来ました。



大型台風19号通過間もない中、千曲川風景を目の当たりして、被害の甚大さを改めて感じ、その様な状況下で開催も危ぶまれたにも関わらず心温まるおもてなし頂きました上田

法人会女性部の皆様に改めて感謝申し上げます。



全員で「見上げてごらん夜の星を」  
大合唱

## 台風19号被災地へお見舞い 一東北信の4法人会と茂原法人会へ

10月の台風19号による災害で、県内では長野・佐久・上田・信濃中野各法人会の会員企業に大きな被害があった。県連からの呼びかけに賛同し、上記以外の県内法人会では見舞金を拠出し、県連を通じ被災の法人会へお渡しした。

また、飯田法人会と姉妹提携をしており、日頃から交流の深い千葉県の茂原法人会も、この台風19号により、法人会事務所はもとより会員企業に多大な被害を蒙っているため、飯田法人会として同様にお見舞金をお送りした。

一日も早く復旧されることをお祈り致します。



### 要チェック

### 《お知らせ掲示板》



#### 新春経済講演会

##### 『中小企業の今後と日本経済』

講師：獨協大学経済学部教授

経済アナリスト 森永 卓郎 氏

日時：2月25日（火）13:30～15:00

会場：シルクホテル錦織の間（飯田市錦町）

定員：150名

※詳細と申込は同封ご案内ちらし参照

#### 女性部税務署長講話と健康講座

開催日時：2月5日（水）10:30～受付

講 話：飯田税務署長 大澤幸宏 氏

テーマ「税の職場でのあれこれ」

健康講座：飯田市保健師「からだを知ろう！姿勢計測  
で体を点検」体の歪みを計測

会 場：ビーラクスマツカワ

※女性部員には往復はがきでご案内しました。講話の聴講はどなたでも歓迎します。事務局までお申し込みください。※女性部会員も同時募集中！

#### 第35回 飯田支部通常総会

開催日：4月23日（木）講演会13:30～

総会15:10～懇親会17:00～

記念講演会

講 師 多摩大学客員教授 ソフトバンク元社長室長  
(株)ミクシィ取締役 嶋 聰 氏

テーマ 「孫正義の参謀が語る  
世界経済のゆくえと企業戦略」

会 場：シルクホテル

※同封のご案内ちらし参照

#### 決算法人説明会

日時：3月18日（水）14:00～

会場：南信州・飯田産業センター エス・バード  
(旧飯田工業高校 座光寺)

対象：4・5・6月決算法人

内容：

「決算と申告の注意事項」（税務署）

「税務署の調査指導から見た注意点」（税務署）

「2020年度税制改正のポイント解説」（税理士会派遣税理士）

「消費税軽減税率制度の実務注意点と処理」

「消費税のインボイス制度」

受講会員には受講証シール（オレンジ）を渡します。

#### 第8回 本会通常総会

開催日：5月28日（木）講演会13:30～

総会15:10～懇親会17:00～

記念講演会

講 師 東京大学史料編纂所教授 本郷 和人 氏

テーマ 「名将の言葉から読み解く武人の生き様」

会 場：シルクホテル

※開催通知は4月発送予定です。

#### 優良経理担当者表彰の推薦

10年以上勤務の経理担当者を表彰し労う制度です。企業負担は3,000円で表彰状授与と記念品の贈呈をします。

申込み期限：4月10日（金）

※詳細と申込は同封のご案内参照

※予定は変更になる場合がありますので詳細は案内通知をご確認ください。

法人会の経営者大型組合保険制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/  
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

**AIG** AIG損害保険株式会社

松本支店/  
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル7F)  
TEL 0263-35-1933

F-2018-1045(2019年3月27日)

令和元年度税に関するポスター優秀作品



飯田市租税教育推進協議会会長賞  
三穂小学校6年 坂巻しなのさん



飯田市長賞  
鼎小学校6年 伊壺杏央衣さん



一般社団法人飯田法人会 飯田支部長賞  
松尾小学校6年 尾曾愛花さん

### 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

昨年10月1日、「消費税増税」「軽減税率の導入」「キャッシュレス消費者還元事業」(本年6月30日まで)等が施行されました。

ただ軽減税率については、私を含め未だ良く分かっていない人が多い様な気がします。減税措置であり有り難い制度ではありますが、もう少しシンプルで分かり易ければ、尚良かったと思います。

…納税は義務です。「義務」というのは「理解」の先にあってもらいたいものです。老いも若きも広く国民に影響する税については、私の様な者でも理解出来る制度であってほしいと思います。

広報副委員長 南島治史



## いいだ法人 第140号 2020・1 冬 Winter

令和2年1月23日発行 定価1部100円送料別(会員の誌代は年会費に含まれています。)  
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775/FAX(0265)52-5776  
e-mail:iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・児島博司  
副委員長・棚田 稔  
副委員長・南島治史  
委員・木下裕介・塙平一人・熊谷 弘  
・中島律子・中島 隆・小林亮夫

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。